

◎新潟県告示第1462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西野谷二本木停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字両善寺字沖ノ海道 330 番 4 から	新	8.0～14.4メートル	33.0メートル
同市大字両善寺字三反田331番11まで	旧	8.0～14.6メートル	33.0メートル